

市報第6号 横浜市市税条例の一部改正についての専決処分報告

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月28日に成立、同月30日に公布されました。

法改正に伴い市税条例の改正が必要となる項目のうち、個人市民税の定額減税に関するものについては、令和6年度の課税処分に係る制度改正であるため、改正地方税法の公布後速やかに市税条例を改正する必要があったことから、令和6年4月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づく市長専決処分により、横浜市市税条例の一部を改正しました。

そのため、同条第3項の規定に基づき、本定例会で専決処分について御報告し、承認をお願いするものです。

税目	改正の内容
個人市民税	<p>○ 個人市民税の定額減税について、税額計算や納付・納入等の実施方法に係る規定を整備しました。 [附則第9条の4の3から第9条の4の7]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; display: inline-block;">定額減税の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施 (注) 納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限る。 <p>【例】 給与所得に係る特別徴収の場合の実施方法 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">R6.6 7 8 9 10 11 12 R7.1 2 3 4 5</p> </div> </div>